建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

∵ !~	\bigcirc	\circ	\bigcirc
政令(平成十二年政令第十六号)(抄)	○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第十二号)による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する	○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)(抄) 2	○ 建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一号)(抄)
3	る	2	1

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改 正 後	現
する。 第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、二万八千四百円と(中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料)	する。 第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、一万九千二百円と(中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料)
第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、一万七千円とする。(一級建築士の受験手数料)	。 第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、一万九千七百円とする (一級建築士の受験手数料)
する試験事務規程の定めるところによる。	する試験事務規程の定めるところによる。 条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五ても、返還しない。 2 受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合におい

沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)(抄)

 \bigcirc

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現
(建築士の資格に関する経過措置)	(建築士の資格に関する経過措置)
第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八	第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八
月二十二日までに琉球政府の行政主席が行つたもの若しくは同立法の	月二十二日までに琉球政府の行政主席が行なつたもの若しくは同立法
規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しく	の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若し
は第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建	くは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級
築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると	建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有する
認められた者は、建築士法第四条第二項又は第四項の規定にかかわら	と認められた者は、建築士法第四条第一項又は第二項の試験を受けな
ず、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる	いで、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができ
•	る。

0 政令(平成十二年政令第十六号)(抄) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第十二号)による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する

(傍線部分は改正部分)

				額に同る該「定	
第一項及び第二項を表示の発生の免許に関する事務	ー頁をが育二 第三項、第五 二百二号)第 和二十五年法 和二十五年法	(略)	標準事務	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
2 建築士試験の実施の規定に基づく二級建築士試験又は木造	1 建築士法第四条第三項の規定に基づく 三項の規定に基づく	(略)	手数料を徴収する事務	正 についてそれ についてそれ を を を を を を を を を を を を を と し し し る も の と し る も る も る も る も る も る も る も る る る も る	
一万八千五百円	二万四千四百円	(略)	金額	ぞれ同表の下欄に掲げる金 について全国的に統一して について全国的に統一して について全国的に統一して について全国的に統一して	
				額に同る該「定と掲表事標標め地」	
第一項及びに第十三条の並びに第十三条の条許に関する事務	質をが育工 一項、第五 百二号)第 百二号)第 三二項、第五 注案士法	(略)	標準事務	目 治 法 等 所 に 係 る 手 数 料 を 後 る 手 数 料 を 後 る 事 る 手 数 に 係 る 事 る う 。) 。) 。) 。) 。 。) 。) 。 。 。 。 。 。	
2 建築士試験の実施 の規定に基づく二級 建築士試験のは木造	1 建築士法第四条第二級建築士と第四条第	(略)	手数料を徴収する事務	事務について事務についるもの表の上欄に順項の表の表の上欄にあられるもの表の上側の表の上のの <td< td=""><td></td></td<>	
一万七千九百円	一万九千三百円	略)	金	てそれぞれ同表の下欄に掲げる金 関ける標準事務についてそれぞれ 場げる標準事務についてそれぞれ として政令で定める事務(以下 手数料について全国的に統一して 手数料について全国的に統一して	

			/#=	
他のものについてはめのあるものについ	二 この表の下欄に埋意義及び字句の意味	する法律(これに甘一)この表中の用語の	備考	(略)
のものについては一件についての金額とする。のあるものについてはその計算単位についての金額とし、	この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄義及び字句の意味によるものとする。	(これに基づく政令を含む。) 又:中の用語の意義及び字句の意味は、		(略)
こする。	下欄に特別の計算単位の定。	又は政令における用語のは、それぞれ上欄に規定		(略)
他のものについてめのあるものにつ	二 この表の下欄に	する法律(これに一)この表中の用語	備考	(略)
いては一件についての金額とする。についてはその計算単位についての金額とし、	欄に掲げる金額は、当該下欄'の意味によるものとする。	れに基づく政令を含む。)又は政令における用語の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定		(略)
こする。	当該下欄に特別の計算単位の定する。	スは政令における用語のは、それぞれ上欄に規定		(略)